

# 衆議院環委員会

## 議録第八号

平成二十二年十一月三十日(火曜日)

午前九時四分開議

出席委員

委員長 小沢 信盛君

大谷 錦仁君

田島 一成君

吉川 政重君

相原 史乃君

大山 昌宏君

川越 孝洋君

工藤 仁美君

近藤 昭一君

阪口 直人君

橋本 博明君

森岡洋一郎君

玉置 公良君

樋高 剛君

山崎 誠君

松本 龍君

近藤 昭一君

田名部匡代君

樋高 岩君

皆川 芳嗣君

鈴木 正規君

高梨 金也君

環境大臣

環境副大臣

農林水産大臣政務官

環境大臣政務官

政府参考人

(林野庁長官)

政府参考人

(環境省自然環境局長)

環境委員会専門員

### ○小沢委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ち、自由民主党 無所属の会所属委員に対し、理事をして御出席を要請いたさせましたが、御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

内閣提出、参議院送付、地域における多様な生物の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案を議題といたします。この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として林野

水俣病特別措置法によるチッソ分社化撤回に関する請願(重野安正君紹介)(第五八四号) 同(中島隆利君紹介)(第五八五号) は本委員会に付託された。

十一月二十九日

拡大生産者責任(EPR)及びデボジット制度の導入に関する陳情書(佐賀市栄町一の一福井章司)(第一〇七号)

すべての地域で効果的な生物多様性地域戦略の策定等に関する陳情書(福岡市中央区城内一の一当山尚幸)(第一一八三号)

同日 大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の一日も早い解決の決断を国に求める意見書(大阪府交野市議会)(第二一八三号)

は本委員会に参考送付された。

### 本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出第一一号)(参議院送付)

### ○小沢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。石田三示君。

○石田三示委員 おはようございます。民主党の石田三示でございます。

きょうは、環境大臣に御就任後初めての質問に立たせていただきます。精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。自由民主党の皆さんにおいでにならない中で、国家戦略とも言える生物多様性に関する会議の中で、非常に残念でございますけれども、頑張つてまいりたいというふうに思います。

まずはそこよりずっと西の方に入った、いわゆる棚田のあるところでございまして、森があり、小川があり、田んぼがあり、畑があり、住まいもあります。石田三示君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○小沢委員長 これより質疑に入ります。

○石田三示委員 おはようございます。民主党の

石田三示でございます。

私は、国際会議などといふものではありますけれども、会議を進める中で、一つ重要な点といふんですか、核になるところをあらかじめ押されて、あとは強引に進めていつちやうというというのが通例であるかの

うふうに思います。

私は、国際会議などといふものではありますけれども、

ちが言えるようなものではありませんけれども、

会議を進める中で、一つ重要な点といふんですか、

核になるところをあらかじめ押されて、あとは強

引に進めていつちやうというのが通例であるかの

うふうに思います。

私は、国際会議などといふものではありますけれども、

会議を進める中で、一つ重要な点といふんですか、

核になるところをあらかじめ押されて、あとは強

引に進めていつちやうというのが通例であるかの

うふうに思います。

大臣はCOP10において大きな成果を上げられたわけですが、日本はSA TOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップが誕生し、愛知ターボークの中の目標十一のところでも、生物多様性と生態系サービスに特に重要な地域が、効果的、公平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。」というふうにうたわれております。また、農業と生物多様性の作業部会の中でも、農業の生物多様性において、特に水田農業の重要性を認識するとともに、ラムサール条約の水田決議を歓迎するとされております。

本案の長い正式名称の略称が里地里山法と言われております。これは、生物多様性の危機の中でも二番目に挙げられております人間活動の縮小に



がほぼ四十万ヘクタールあるということで、再生可能な十五万一千ヘクタールが今後再生していくことになるというふうに考えますけれども、農省の耕作放棄地対策で今後手当てをされていくのは、いわゆる農用地区域内の八万四千ヘクタールだというふうに認識をしています。つまり、再生可能放棄地のうち六万七千ヘクタールは、農水省のいわゆる事業範疇には入らないんだという認識でよろしいでしょうか。

それから、同じく食料・農業・農村基本計画の「農村の振興に関する施策」のところで、「都市と農村地域をつなぎ、都市部の人材等を活用する取組」「都市部のNPO・企業・大学等多様な主体との協働により、それらの者が持つ新たな視点、手法で農村の地域資源の発掘・活用を推進する。」とあります。

私が、前回の農水委員会でも質問の機会をいたしましたときに、耕作放棄地について取り上げさせていただきました。耕作放棄地を防ぐために、いわゆる戸別所得補償を充実することによって、農家が黒字化し、就農促進がされ、耕作放棄地を減らしていくというようなことを目指すんだということを御答弁いただいたと思いますけれども、現実の問題として、いわゆる中山間地域の高齢化した農業従事者が耕作放棄地をもう一度復元していくということは、なかなか難しいことだというふうに認識をしております。

これらのこと踏まえて御質問させていただきたいと思いますが、いわゆる再生、有効利用を目指す農用地、または農用地区域に入らないけれども、生物多様性保全に重要な役割を果たす耕作放棄地、例えば中山間地域の棚田などでございますけれども、農地として再生、確保し、管理を行つていい、そういうためにはいわゆるNPOや都市住民の力が必要不可欠と考えておりますが、いかがございましょうか。

○田名部大臣政務官 お答えいたします。

農地に復元可能な土地というのが、今先生がおつしやつていただいたように十五・一万ヘク

タールあるわけなんですが、そのうち農用地区域内が八・四万ヘクタールだけではなくて、その周辺の区域も入れまして十万ヘクタールにつきまして再生利用の取り組みを支援していくということになります。それ以外に、農地に復元不可能な土地というものが五万ヘクタールございます。この不可能な土地に関しても、立地条件に応じた農外利用など、それは森林化等も含めて、しっかりと取り組みをしていきたいというふうに考えております。

先生がおつしやつてくださったように、耕作放棄地を再利用するためには地域住民の力というものが必要不可欠でございます。この支援についてですけれども、市民農園であるとか教育ファーム、こういったことに関しては農用地区域外でも対象としておりますので、地域の力、NPO法人であるとか都市住民であるとか、こういった皆様がいらっしゃり協力を得ながら取り組みを推進してまいりたいと考えています。

○石田(三)委員 農用地区域以外でも、農水省の

意見交換会を実施するなど、さまざまな御意見を踏まえながら基本方針は定めていきたいというふうに考えております。

○石田(三)委員 ゼひ、せっかくおつくりになる

わけでございますので、実際かかわる人がやりや

すいといいますか、そういった方針を定めていた

だいたいというふうにお願いをするところでござ

ります。

○石田(三)委員 では、検討をするということ

で、明記するまではちょっと難しいかなというこ

とでしようか。

○石田(三)委員 では、検討をするということで

入っているかどうかというのは非常に、作成す

る段階で、ちょっと一言あるかどうかというのは

大変大きなところでございますので、ゼひ、希望

としては、そういったところが入っているのは大

変ありがたいなというふうに思うわけですが、

それでも、その辺は難しいということでおろ

いでしようか。

○樋高大臣政務官 御指摘をいたしましたが、

先生の今おつしやつていただいたこと、具体的に

はまだこれから部分がございますものですから

、そのことも視野に入れながら、しっかりとま

た検討もしてまいりたいというふうにも思つてお

ります。

○石田(三)委員 ありがとうございます。



里山の利用が減少し、さらに、少子高齢化が進行することによって里地里山の適切な管理が現実的になりました。これに伴い耕作放棄地がふえ、とりわけ伝統的な里地里山をめぐる環境は急速に悪化しているというようなのが現状だと思われます。

それは、海に目を轉じてもしかりでありまし  
て、いわゆる里海においても、開発による海岸線  
の人工化や、また、漁業者の減少や高齢化によ  
る藻場、干潟の減少、機能の低下、これを招いて、  
さらに海岸には漂着物が散乱する。こういうよう  
に海洋における生物の生息環境も脅かされる状況  
にある。こういうような状況の中で本法律案は提  
出されて、今審議を行っているわけでございま  
す。

財政支援についてお伺いをさせていただきま

本法律案において、市町村が単独または共同して、その区域における地域連携保全活動計画を作成し、その地域におけるNGO等、多様な主体が有機的に連携してさまざまな生物多様性を守るために活動が実施される、このことが期待されるわけでございます。その計画は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を定めている市町村では、この地域戦略との調和を保つように努力しなければならないとあります。

そこでまず、COP10が我が国において開催され、我が国における生物多様性の保全に関する認識がより一層高まっていると思われますことから、各市町村において新たに生物多様性地域戦略を策定する動きが出てくることも期待されますけれども、全国の市町村における生物多様性地域戦略の策定状況と、策定に向けた動きについて大臣にお伺いをいたします。

あわせて、言葉はあるかと思いますけれども、COP10の開催前の十月一日の時点では、この地域戦略を策定している市町村は三市しかなかつたわけで、なぜ市町村において地域戦略の策定が進まないのでしょうか。このような状況から推察す

れば、本法律案が定めている地域連携保全活動計画の策定を全国の市町村が本当に進めることができると私は懸念するわけでございます。やはり市町村における計画の策定を推進するには、国がこの生物多様性の保全活動体制を充実させるための施策を行う必要があるわけです。本法律案における国等の援助にかかる規定では、国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとするとされておりますけれども、ここには明記されていない財政的支援こそが実際に最も必要ではないんですか。ここがこの法案の魂ではないかと思うわけでございます。

○松本国務大臣　お答えをいたします。

臣の認識、そして、この財政的支援がいわゆるその他の必要な援助に当然に含まれていると思うわけですが、さいますけれども、大臣の見解をお伺いいたします。

前段の市町村における生物多様性地域戦略の策定状況につきましては、これまでに、流山市、高崎市、名古屋市、北九州市の計四市が策定済みでございます。また、御指摘のとおり、最近市町村における生物多様性地域戦略の策定の動きは加速しつつあり、横浜市や佐渡市、福岡市等十三の市町で生物多様性地域戦略の策定に向けた取り組みが進められております。

今後も、各地域の自然的、社会的条件に応じたきめ細かな取り組みが進むよう、地域における説明会などを通じて、市町村における生物多様性地域戦略の策定促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

他の必要な援助に当然含まれるのかという御指摘でございました。

す。国の支援の中での財政的な支援を行うことも重要であると考えております。環境省の地域生物多様性保全活動支援事業等を初め、法案の趣旨を踏まえて、各省とも連携をして、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

全力で努めるとありましたので、本當によろしくお願いしたいわけでござりますけれども、やはり生物多様性の保全、また里地里山の保全というものの、この活動を支えていく、そういう財政的支援がこの法案では弱い、本当に薄いと思ひます。これは以前から公明党としても指摘をさせていただいてきたところでござりますけれども、やはり財政支援がなければ、法案の実効性は大変底にならぬか、去るの実効性は大変底にならぬか、

いものとなるのではないかと懸念するわけで、しっかりとこの財政措置をとつていくことを強く要請申し上げます。大臣、しっかりと取り組んでまいりたいとございましたので、御期待を申し上げたいと思います。

具体的に言いますと、所有者が不明な場合に、

例えば、今御指摘にあつたような外来種の駆除あ

るいは立木の伐採などを行う必要が生じるという

場合が多くございますけれども、こうした伐採を

行つた際に、そのことが土地の財産権に与える影

響といふものをきちんと勘案する必要があるとい

う指摘がございまして、まさにその財産権は憲法

に保障されたということでござりますので、そ

した憲法上の権利との調整を図る必要があるとい

う」とでござります。

したがいまして、問題の所在は我々も十分承知

しておりますけれども、この問題の解決のために

は、多くの方々、あるいは専門家の方々の御意見

を聞きつつ、慎重に制度設計を進めることが必要

ではないかということで、その趣旨を法に書かせ

ていただいたということでござります。

○江田(康)委員 それではさらにお聞きをしてい

きたいんですが、最近、外国人等による森林の買

収が問題化しているところでございます。この所

有者不明地の問題の解決が急がれる背景の一  
つと

して、今、マスコミとか新聞等でも取り上げられておりますけれども、外国人による我が国の森林の買収という問題が挙げられます。里地里山は、単に農林業の生産の場としてのみならず、水源の涵養や国土の保全という多面的な機能を有するわけでございますが、しかし、近年、外国人または外国資本の法人が、仲介者やダミー会社を介在させて本当の当事者を明らかにしない形で、我が国の森林、特に水源林を買収しているという話も聞こえてまいります。この問題について、我が党の加藤多一参議院議員

着実な解決に向けてどのように取り組まれていくのか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○皆川政府参考人 お答えさせていただきます。

今、江田委員からの御指摘でございますが、森林を適切に管理しなきやいかぬということがござりますけれども、森林所有者の何よりも大事でありますけれども、森林の管理のためにも大事な点でございます。

中で、森林所有者の不明地解消ということについ  
て具体的な目標を設定すること自体、労力の点、  
さまざまなございまして、なかなか難しいところが  
ございます。

そういうつたこともありますので、私どもとい  
たしますれば、森林・林業の再生プランというう  
とを今政府の目標としておりますけれども、その  
中で、所有者の不明である森林を含めまして、森  
林が適切に管理できますように、例えば、間伐が

な関係者の御意見を伺いつつ、生物多様性の保全に向けてどのような対策が必要か、先生御指摘のとおり、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

この問題について、我が黨の加藤修一参議院議員が提出した質問主意書に対する政府答弁書によりますと、「外国人等による不動産の取得の実態について調査等を行い、詳細を把握することは困難である。」との回答がなされました。これはやはり実態調査をすべしという公明党の主張に対して、この調査は困難であるという回答であったわけであります。

ですとか森林組合に対して、地元と  
得た情報、森林所有者の異動情報を短  
く要請して、把握してきております。  
しかしながら、林業生産性が長い間  
ります。そういう中で、最近、山川  
流出も大きい、また相続も発生する  
不在地主が増加する。森林所有者の現  
実に把握することにはなかなか大きさを

りにくいくらいにいくと、部分が出てくるということであります。この生物多様性法案、里地里山法案においても、これは大きな枠だと思います。政府が連携していく、そして、一体となつて取り組まないと、里地里山法案策はないかで地域での環境保全の活動を幾ら支えていくても、そういう大きなところで環境の保全が図られないので、地域的なエリアが生まれてくるということは、その効果、実効性が大変懸念されるわけであります。

明らかでない状態で、政府として何も手を打たないまま、気がついたときには既に外国人に渡っていて、森林が買い占められてしまっていたことになれば、我が国の森林等の貴重な国土資源の適正な保全にとつては大きな脅威となるわけであります。所有者不明地の問題の解決というのは、やはり政府によつて速やかに行われるべき重要課題であると思います。この法案の審議をするに当たつて、やはりこういう問題に対してもうしていくのかということが問われるわけであります。

の把握がなかなかできないということもふえているというふうに認識をしております。  
そこで、森林所有者の把握には、これまでのと  
うな地元とのつながりといった中で活用できる情  
報収集ということに加えまして、登記簿の情報、  
さらには地籍調査の情報、さらに国土利用計画法  
に基づきまして一ヘクタール以上の売買の届け出  
といったことの情報もございますので、こういつつ  
た諸情報について、森林所有者の把握ができると  
うな取り組みを、関係省庁とも連携をとりながら

外国人による森林の買収ということ  
野党問わず、今非常に懸念をされて  
で、今林野庁のお話も聞きましたけれ  
ども、連携をして頑張っていきたいとい  
います。

私も、じいさんからもらつた山が、  
が、その山が、境界線を確定しようと  
きない、一年かかってもできないこと  
た。つまり、相手方がだれかわからな  
ともあつて、そういう困難も多分ある

は、与党、取り組まないといけないと思います。今、林野庁の方からも、この実態調査、森林所有者の把握に努めていく、また、それを関係省庁ともスタートしたところだというお話もありました。また大臣からも、しっかりと連携してこの対応をしていくというお話をありました。ぜひこの問題は、引き続き取り上げていく、また、国会としても、どのような形としてそれができるようになるのかしつかりFFOROをしていきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

そこで、所有者不明地の問題に対処するためには、関係各省が一層緊密に連携して実態調査をしつかりと行つていくことが大変重要だと思うわけであります。この実態調査をいつ始めていくのか、また法制上の問題も含めてどのように解決をしていくのか、その具体的な取り組み方針が検討されている、またいくのであれば、農林水産省に明確な答弁をお願いしたいと思いま

進めでまいりたいといふうに考えております。例えば、本年十月から、国土利用計画法を所管する国土交通省と連携をいたしまして、外国資本による森林取得の調査も開始しております。これでは全国での調査を開始していることになります。

しかしながら、我が国の森林自体は、千七百四十一万ヘクタールの民有林がございます。全体で二千五百万ヘクタールでございますが、民有林が千七百万ヘクタール超ございます。そういう

けれども、私どももしつかり連携をしていきたい、というふうに思います。土地所有者の協力が得られない場合には、その地域での活動が困難となります。生物多様性の保全に支障が生じる事例が、今申し上げましたとおり、たくさん発生をしております。これからは、さらなる事例収集等を通じて、土地所有者の協力が得られない場合における生物多様性の保全上の課題を把握するとともに、農林水産省、国土交通省をはじめとした関係省庁と連携をして、さまざま

次に、ナショナルトラスト活動について、残りの時間で質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、里地里山の保全活動の一つとして忘れてならないのが、貴重な自然、また歴史的な建造物を保全していくために、住民からの寄附金等によつて土地や建物を取得して保全していく、このナショナルトラスト活動があります。

平成二十年の五月に、私は当時、公明党の環境部会長として、議員立法である生物多様性基本法

六

の制定に直接かかわりました。ここにおられる田島先生もそうでございますが、この生物多様性基本法の第二十一条三項には、このナショナルトラスト活動を初めとして、民間団体によるさまざまな活動の促進を国に対して求めた規定があります。本法律案の第十二条で定められている規定は、この生物多様性基本法の規定にのつとつたものと考えられるわけです。

さて、ナショナルトラスト活動の発祥の地であるイギリス、ここにおいては、昨年末現在では、国土面積の約一%に相当する二十五万五千ヘクタールという広大な土地がトラスト地として保護されていると聞いております。しかし一方で、我が国におけるトラスト地の面積は、合計一万ヘクタール程度にとどまっております。余りにも差が大きいと思わざるを得ません。

○樋高大臣政務官 江田委員お答えをさせていただきます。この中でも、我が国で進まない最大の理由としては、土地の所有者がナショナルトラスト活動を行って、土地の所有者が自己所有地を譲渡する際のNPOの民間団体に自己所有地を譲渡する際の税制、所得税、法人税、相続税、贈与税等の減免等の優遇措置が設けられていないことが指摘されています。また、民間団体にとつても、土地を譲り受けた際の不動産取得税、さらには土地を持続する際の固定資産税、これがやはり大きな負担等の申し出を受けても、簡単には土地を所有できない事情があるわけであります。

○江田(康)委員 今、樋高政務官がおつしやつたように、三点ほど、やはり進まない理由というの

○近藤副大臣 江田委員にお答えをさせていただきます。その中で、委員におかれましても、里地里山の保全に対して大きな関心、また活動を行つていただきたいことに感謝を申し上げたいと思います。私が来年度の税制改正の要望と税制調査会出席をさせていただいておりまして、御指摘の税制

ありがとうございます。

との意思を明確にしていただきたいと思います

が、この御決意をお伺いいたします。

○江田(康)委員 今、樋高政務官がおつしやつた

大変に、委員におかれましても、里地里山の保全に対して大きな関心、また活動を行つていただきたいことに感謝を申し上げたいと思います。

ます。

税制上、財政上の措置を明確にとつていくことが、この御決意をお伺いいたします。

ます。

</

えます。

そこで、最後に大臣にお伺いをさせていただきますけれども、改めて、土地の取得に伴う大臣による意見聴取の対象をなぜ自然公園法の特別保護地区に限つたのか。さらに踏み込めば、自然公園法の特別保護地区でなくとも、国が大切な里地里山であると判断すれば、その土地の寄附を受けるに当たり、当該土地所有者からしっかりと意見を聞く必要があると思います。それによつて土地の保全の促進にもつながっていくと思いますけれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

大臣はおつしやいました、地球は未来の子供たちからの預かり物だと。そうおつしやられている大臣の真摯な所見をお伺いして、終わりたいと思います。

○松本国務大臣 ナショナルトラストの話、本当に、イギリスと日本を比べれば、そういう状況かと、逆に言うと驚きましたけれども、意識を涵養していかなければならないと思います。

国立公園の特別保護地区など生物多様性の保全上重要な土地は、奥山に位置するためアクセスも未整備な場合も多く、その維持管理に多くの費用や労力を要するなど土地所有者の負担が大きいために、所有者が国への寄附を希望することも想定をされております。

例えば、希少種の保護の具体的な方法などについて、それまでの経験に基づいて、国に提案を行いたい場合もあるというふうに思います。

このため、環境大臣が所有者の意見を聞き、適切に保全管理を行つていく旨を法律で明示することによって、所有者の懸念を払拭し、寄附がより進むものと考えております。

特別保護地区の問題でありますけれども、国立公園の特別保護地区等の土地は、我が国を代表するぐれた自然環境を有しております。特に国みどりの民間からの寄附の促進を図るため、法律に、土地の取得に伴う大臣による意見聴取規定を設けることとしたものであります。

国立公園以外のいわゆる里地里山に関しては、

今先生御指摘のとおり、民間の活力も活用しなが

ら保全をしていくこととしておりまして、法案第

十二条第一項に規定する、いわゆるナショナルト

ラストを行う団体への寄附を促進していくことで

対応してまいりたいと、いうふうに思つております。

ありがとうございます。

先生が先ほどから御指摘のとおり、おくれてお

りますことを、しっかりと涵養していきながら深め

ていかたいというふうに思つておりますので、よ

ろしくお願ひいたします。

○江田(康)委員 これで終わりますが、今回、C

O P 10 の愛知目標、ポスト二〇二〇年目標が決

まつた。そして、それに向けて、世界も体制を整

えていく。そのため、C O P 10 を終えて、生物多

様性基本法の制定後、個別法としては初めてのこ

の法案、里地里山法案であるかと思つております。

この法案が実効性のあるものになるよう、

環境省、大臣を先頭に、しっかりと取り組んでい

ただきたい。きょうは幾つかの重要なところだけ

の質問で終わりましたけれども、どうか全力で取

り組んでいただきますようによろしくお願いを申

し上げまして、質問とさせていただきます。

いたしました。

太田和美君。

○太田委員 動議を提出いたします。

本案に対する質疑を終局されることを望みま

す。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 太田和美君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○小沢委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

○小沢委員長 これより討論に入るであります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、地域における多様な主

体の連携による生物の多様性の保全のための活動

の促進等に関する法律案について採決いたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めるます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小沢委員長 次回は、公報をもつてお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会